

高島市中小企業者等賃上げ対策支援金Q & A（申請に関すること）

番号	質問内容	回答
5-①. 申請手続きに関すること		
1	事業主本人以外の家族や、法人の社員、税理士等による代理申請は可能ですか。	必要な書類（印鑑、通帳も含む）をご持参いただければ、代理人でも申請は可能です。申請に関する委任状は必要ありません。
2	申請書の「問い合わせ担当者名」欄は、税理士事務所の職員でも差し支えないですか。	差し支えありません。ただし、その場合は電話番号欄は税理士事務所の連絡先の記入もお願いします。
3	高島市内に支店があり、市外に本店がある場合も対象になりますか。対象になる場合、申請は誰の名前で行えばよいでしょうか。	対象になります。申請者は法人名もしくは、事業主名になります。なお、支援金算定にかかる「従業員」は、高島市内の事業所に常時勤務する従業員のみであることにご留意ください。
4	申請書に押印する印鑑は、銀行の届出印でなくてもよいでしょうか。	認印で差し支えありません。
5	申請者以外の口座に支援金を振り込むことは可能ですか。	申請者以外の名義の口座に振り込むことはできません。
6	高島市内に事業所が複数ある場合、支援金は複数回もらえますか。（申請は、事業所単位でしょうか）	支援金の支給は1法人あたり1回限りです。対象となる従業員を記入の上、代表者名でまとめて申請をお願いします。
7	市税の滞納の有無について、延滞金の滞納も含まれますか。	延滞金の滞納も含まれます。
5-②. 申請書に関すること		
1	申請書に記載が必要な法人番号が分かりません。	国税庁の法人番号公表サイトで、確認できます。
2	申請書について、自筆による署名でなく、ゴム印やワードで打ち出されたもので代用は可能ですか。	可能です。押印が必要な箇所がありますので、ご注意ください。
3	申請書裏面の同意事項について、1つでも同意できなければ支援金は支給されませんか。	全ての事項について同意が必要です。
5-③. 添付書類に関すること		
1	全国展開している事業所の場合、雇用保険被保険者台帳の写しの枚数が膨大になると思われますが、全て提出が必要ですか。	対象の従業員が記載されているページのみ提出で差し支えありません。
2	賃金台帳はどのような様式であればよいでしょうか。	必要項目が満たされていれば様式は問いません。厚生労働省のホームページにサンプル様式がございますので、ご参照ください。 ※その他、事業者にて作成いただいているフォーマットでも申請が可能です。
3	賃金台帳の代わりに、〇〇を提出してもよいでしょうか。	原則、賃金台帳の添付をお願いいたします。 賃金台帳で確認できない事項等がある場合に限り別途追加で書類を提出していただきます。
4	「事業所別被保険者台帳の写し」は、どうやったら取得できますか。	ハローワーク高島で「雇用保険適用事業所情報提供請求書」により申請いただくことで、申請日時点のものについて交付請求いただけます。 ※台帳の対象従業員にマーカーを引くなど誰が対象かをわかるようにしてください。
5	雇用契約書（または労働条件通知書）および賃金台帳では具体的に何を確認するのでしょうか。	労働条件通知書または雇用契約書では、申請のあった事業所に雇用されている事実・勤務地等を確認します。 賃金台帳では、賃金の引上げ前後額を確認します。
6	賃上げ前後の賃金台帳・労働条件通知書で対象従業員の姓が変更になっている場合、同一人物であることを証明する提出書類は必要ですか。	賃金台帳に生年月日や社内番号など、同一人物であることが判断できる情報が記載されている場合、特段必要な書類はありません。

高島市中小企業者等賃上げ対策支援金Q & A（申請に関すること）

番号	質問内容	回答
7	日勤と夜勤で給与額が変わる従業員がいる場合、支給対象従業員一覧はどのように記載したらよいでしょうか。	2段に分けて日勤、夜勤それぞれの賃金額等を記載ください。また、どちらが日勤、夜勤かがわかるよう氏名の後ろにかっこ書きでわかるように記載してください。 例：高島 太郎（夜勤）
8	申請書や支給対象従業員一覧について、自筆による署名でなく、ゴム印やワードで打ち出されたもので代用は可能ですか。	可能です。
9	申請事業者の名称と、雇用契約書に記載の事業者の名称が異なる場合、追加の書類提出が必要となりますか。 例：社名変更を行っているものの旧社名時代のまま雇用契約書を更新していないなど。	社名変更等により、申請事業者名と添付書類に記載されている事業者名が異なる場合については、必要に応じて、履歴事項全部証明書等の追加の書類提出が必要となる場合があります。
10	雇用契約書/労働条件通知書の代わりに、〇〇を提出しても問題ないですか。	労働条件通知書と同等の役割である書類であれば問題ありません。 「雇用条件通知書」「労働条件通知書」「雇用通知書」など名称が変わっても、同様に労働条件通知書と同等の役割である書類であれば問題ありません。
11	社名変更等により履歴事項全部証明書の提出が必要な際、有効期限はありますか。	申請時点で有効な書類を提出をお願いします。（有効期限3か月）
12	市外企業から市内営業所への出向社員の場合、様式第1号の事業者名と、賃金台帳や労働条件通知書に記載の支払者や契約事業者が異なります。追加で提出が必要となる書類はありますか。	出向契約書等の提出をお願いします。
13	振込先がネット銀行の場合、通帳が存在しない場合、何をもって口座の確認を行いますか。	ネット上で口座の確認ができるため、支援金の振込先となる金融機関や口座番号、名義等が表示されている確認画面をプリントアウトしたものを添付してください。